

基監発 0901 第 2 号  
平成 22 年 9 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
(契 印 省 略)

技能実習生の労働条件確保のための集中的な取組に当たっての  
留意事項について

標記については、平成 22 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 3 号「技能実習生の労働条件確保のための集中的な取組について」により指示されたところであるが、同通達の記 2(1)の「集中的な監督指導の実施」については、平成 22 年 9 月 1 日付け基監発 0901 第 1 号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」によるほか、下記に留意すること。

## 記

### 1 監督指導件数、実施時期等

各局が定める年間監督指導計画に基づく技能実習生の労働条件確保を重点とする監督計画件数の範囲で、可能な限りその監督実施時期を前倒しする等により、平成 22 年 9 月から同年 12 月までの間に実施すること。

なお、11 月は長時間労働の抑制等を主眼とする重点監督の実施を予定していることから、除くこととして差し支えないこと。

### 2 本省報告

監督指導に当たっては、別添監督付表を作成することとし、局において、その内容を別紙に取りまとめ、平成 23 年 1 月 14 日（金）までに当課監察係あてメールにより報告すること。



